

## 入札説明書

件名 大判インクジェット複合機の賃貸借及び保守

岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

## 入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 件名及び数量

大判インクジェット複合機の賃貸借及び保守 1台

#### (2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり。

#### (3) 納入期限

令和8年3月1日（日）

#### (4) 納入場所

沿岸広域振興局土木部宮古土木センター内（宮古市五月町1番20号）

#### (5) 契約期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日

#### (6) その他

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、契約期間の各年度における予算の範囲内においてその給付を受けるものであること。

### 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 入札日現在で、岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者であること。
- (5) 入札日現在で、岩手県から、物品の製造の請負若しくは物品の買入れに係る指名停止を受けていない者であること。
- (6) 岩手県から物品の製造の請負又は物品の買入れに係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 当該調達に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和8年1月29日（木）午後5時までに16(2)の場所に各1部、提出しなければならない。
- ア 入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 仕様書
- ア) 製造メーカー、品名、企画・品質、銘柄が明示されていること。
- イ) 当該物品のカタログ又は写真を添付すること。
- ウ 定価見積書
- 当該物品の定価（調達物品及び運搬搬入費、設定費等を含み内訳等を明記のこと。）について消費税及び地方消費税を除いた金額で見積もること。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに店頭価格又は実売価格を記載すること。
- 定価見積書の提出に当たっては、次の事項を記載すること。
- ア) 提出年月日
- イ) 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話番号及びファックス番号、担当者名（問い合わせ先）
- ウ) 調達件名
- エ) 数量
- オ) 仕様（当該物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。）
- カ) 契約期間
- キ) 納入場所
- エ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第2号）
- (2) 3(1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、岩手県において審査するものとし、基本的仕様及び特質等が満たされ、かつ、使用目的に耐えうると判断した当該仕様書等に係る入札書のみ、落札対象とする。
- (4) 審査結果は令和8年2月2日（月）午後5時までにファックスにより通知する。

#### 4 入札の方法等

- (1) 1(1)について1か月あたりの「機器賃貸借及び保守」で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書は、直接7(1)の日時に7(2)の場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。なお、金額の訂正はすることができない。  
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え、又は取消しをすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 5 資本関係等にある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。これらの関係にある複数の者から申請があつた場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

なお、入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

##### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協

同組合とその組合員又はその会員の場合

- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
　　その他上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

## 6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額（1か月あたりの「機器賃借料及び保守」の金額を記入。）
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「沿岸広域振興局長」とする。）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「代理人氏名」と記載））

## 7 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年2月5日（木）午後1時30分
- (2) 場所 宮古地区合同庁舎 1階 入札室
- (3) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめがある。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額とし、入札執行前までに沿岸広域振興局宮古審査指導監に納付し、領収票を受領すること。  
　　ただし、この競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結（保証期間は、入札の日から令和8年3月1日までを含む期間とすること。）した場合、又は入札日現在で、岩手県知事が定める令和5・6・7年度物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加資格者に登録されている者は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札参加者は、入札保証金を納付した場合には領収書を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出しなければならない。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）完了後、入札参加者又はその代理人からの請求により還付する。

- (4) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金については、当該競争入札に係る契約書を取りかわした後にこれを還付するものとする。なお、契約の相手方となるべき契約を結ばない時は県に帰属するものとする。
- (5) 代理人に入札保証金の納付及び還付に関する行為をさせようとする者は、委任状を提出しなければならない。

## 9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

## 10 入札の無効

- 次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。
- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 入札保証金を納付しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く。）又は本件調達に係る入札公告において示した当該金額に満たない金額を納付した者（提出した入札保証保険証券の保険金額が、当該金額に満たない者を含む。）のした入札
  - (3) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
  - (4) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
  - (5) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
  - (6) 謾字、脱字等により必要事項が確認できない入札
  - (7) 金額を訂正した入
  - (8) 記名押印のない入札
  - (9) 明らかに連合によると認められる入札
  - (10) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

## 11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に關係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。この場合、入札保証金は還付しない。

## **12 再度入札に関する事項**

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(5)により入札場から退去させられた者も同様とする。

## **13 契約成立要件**

落札の決定後、この入札に付する案件に係る契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 岩手県から物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止又は文書警告を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

## **14 契約に関する事項**

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
  - イ 落札者が過去2年の間に国または地方公共団体と、酒類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約の条項は別添「契約書案」による。

## **15 本説明書等についての疑義**

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和8年1月29日(木)までに書面により沿岸広域振興局土木部宮古土木センター所長まで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター内において令和8年2月2日(月)まで回答書を閲覧に供して行う。

## 16 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要する費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。本件入札が中止であってもその保証を請求することはできないものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
〒027-0072 岩手県宮古市五月町1番20号  
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター管理課  
電話番号 0193-64-2221 (内線343)